

淡路広域水道企業団職員被服等貸与規程

平成9年3月31日

管理規程第4号

改正	平成15年2月24日	管理規程第4号	平成23年12月1日	管理規程第5号
	平成22年3月26日	管理規程第17号		平成28年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の作業服等（以下「被服等」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与する職員の範囲等)

第2条 被服等を貸与する職員の範囲、貸与する被服等の種類及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、夏冬の着用区分のある被服等の貸与期間の計算については、被服等を貸与した日が、次条に定める着用期間の初日でない場合であっても、当該着用期間の初日から起算するものとする。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職員に対し、被服等を貸与する必要がないと認めるときは、貸与しないことがある。

(着用期間)

第3条 夏冬の着用区分のある被服等の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気候その他の状況によりこの期間を伸縮することができる。

(1) 夏服 6月1日から9月30日まで

(2) 冬服 10月1日から翌年5月31日まで

(貸与被服等の着用等)

第4条 被服等の貸与を受けた者（以下「借用者」という。）は、貸与の目的に従い、勤務時間中これを着用しなければならない。

2 借用者は、被服等を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(被服等の保全)

第5条 貸与を受けた被服等は、常に清潔にし、汚損し、又は紛失しないようその保全に留意しなければならない。

2 貸与を受けた被服等の補修その他保存上必要な措置は、借用者の負担において行うものとする。ただし、企業長が、特別な事情があると認めるときは、企業団の負担において行う。

(事故報告)

第6条 借用者は、貸与を受けた被服等がき損して使用に堪えなくなり、又は紛失したときは、速やかに、その品名及び理由を所属長（センター長を含む。）に届け出なければならない。

（弁償）

第7条 借用者は、自己の責めに帰すべき理由により貸与を受けた被服等をき損し、又は紛失したときは、これを弁償しなければならない。

（返還）

第8条 借用者は、貸与期間が満了したとき、又は被服等を貸与する職員でなくなったときは、直ちに貸与を受けた被服等を返還しなければならない。ただし、再使用が不能の被服等は、この限りでない。

（再貸与）

第9条 企業長は、貸与期間が満了したとき、又は第6条の届出があった場合において必要があると認めるときは、再貸与する。

（被服等貸与整理簿）

第10条 所属長は、職員被服等貸与整理簿（別記様式）を整備し、貸与状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月24日管理規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日管理規程第17号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日管理規程第5号）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日管理規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

被服等を貸与する職員の範囲、被服等の種類及び貸与期間

被服等を貸与する 職員の範囲	着用別	被服等の種類	貸与数	貸与期間
事務系職員	冬 用	防 寒 具 作 業 用 被 服	1 着 1 着	—
	夏 用	作 業 用 被 服	1 着	—
技術系職員	冬 用	防 寒 具 作 業 用 被 服	1 着 2 着	3 年 2 年
	夏 用	作 業 用 被 服	3 着	2 年